

会 見 年 月 日	令和5年11月20日（月曜日）		
担 当 課	教育委員会生涯学習課	（担当者名：松本・亀井）	
問い合わせ先	TEL：43-6858	（内線：2329）	FAX：43-6858

## アフタースクール保育料の改定について

### 1. 趣 旨

子育て世代の経済的負担を軽減するため、春季休業日又は冬季休業日のみを利用する場合のアフタースクール保育料を改定します。

### 2. 内 容

これまで春季休業日又は冬季休業日のみを利用する場合、月額6,000円の負担をお願いしておりましたが、令和5年12月から下記の表のとおり改定します。

利用月	保育料
春季休業日のみ利用する月	4,000円
冬季休業日のみ利用する月	3,000円

改定後は

- 4月春季休業日のみ利用者　： 6,000円→4,000円
- 12月冬季休業日のみ利用者　： 6,000円→3,000円
- 1月冬季休業日のみ利用者　　： 6,000円→3,000円
- 3月春季休業日のみ利用者　　： 6,000円→4,000円　となります。